

保発0304第2号
平成27年3月4日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第64号）が本日公布、同日施行されたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の内容

平成26年度に係る国民健康保険組合における診療に係る療養給付費等に対する国庫補助金については、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの間における診療に係る療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するものとし、平成27年3月分の診療に係る療養の給付に相当する国民健康保険組合における療養給付費に対する国庫補助金については、平成27年度において補助するものとすること。

第二 施行期日

公布日（平成26年度の補助金について適用する。）